

第2014回埼玉県教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和7年9月25日（木） 午前10時開会
午前11時9分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 日吉教育長、小林教育長職務代理者、首藤委員、櫻井委員、今井委員、神山委員、佐藤副教育長、小谷野教育総務部長、田中県立学校部長、吉田市町村支援部長、案浦参事、塩崎教育総務部副部長、柴崎県立学校人事課長、栗名県立学校人事課主幹兼主任管理主事、向後小中学校人事課管理主幹、平野総務課長（書記長）、阿部小中学校人事課長、澤畑県立学校人事課主任管理主事
高久書記、三橋書記、大久保書記、星野書記、宮井書記
- 4 会議の主宰者 日吉教育長
- 5 会 議
 - (1) 前回議事録の承認
 - 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
 - 日吉教育長が、神山委員を議事録の署名者に指名した。
 - 会議を公開しないこととする事項について
日吉教育長が、第71号議案から第73号議案までの審議について、会議を公開しないこととする動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、当該事項について会議を公開しないことに決定
 - 日程の変更について
日吉教育長が、日程を変更し、会議を公開しないこととした事項以外の日程について先に行うこととする動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、日程を変更することを決定

(2) 報告事項

県立学校における盗撮防止等ガイドラインの策定について

柴崎県立学校人事課長（提出理由、ガイドラインの目的、ガイドラインの構成、策定日について説明）

櫻井委員 幾つか質問します。まず1点目は、本ガイドラインは8月29日に策定し、各県立学校や市町村教育委員会へ示していると説明がありましたが、こちらのガイドラインは県立学校向けのものですが、市町村教育委員会はどのように対応されるのでしょうか。また、ガイドラインを基に各学校が独自に盗撮防止に関する取組を策定すると伺いましたが、全ての学校における現在の策定状況についてお伺いします。2点目は、資料13ページ以降にある点検票について、ガイドラインでは異常があった時に県へ報告することとなっておりますが、実際に定期点検などを実施して異常が無かった場合も報告を受けるシステムを今後作る予定があるのか、お伺いします。

向後小中学校人事課管理主幹 1点目の御質問について、市町村におきましては、県立学校のガイドラインを参考として配布しており、それを基に市町村ごとのガイドラインを定めていただいております。電話で聞き取りを行い、速報値となりますが、現状、さいたま市を除く62市町村のうち52市町村が策定済みであり、各学校に対してこれから周知をしていくということでございます。残り10市町村につきましても、現在策定中で、今後順次策定される予定です。

柴崎県立学校人事課長 2点目の御質問ですけれども、県立学校においては、各校が策定するものではなく、本ガイドラインが県立学校向けのガイドラインとなります。次に、学校からの報告の仕組みについてですけれども、委員おっしゃるとおり、異常があれば県立学校人事課へ報告を行うこととなっております。異常がなければ、現在報告を行うシステムにはなっておりませんが、その辺りは、県立学校と連携を密にして、学校の状況を把握していきたいと考えております。

櫻井委員 県立学校の質問ですが、ガイドラインは大枠のものであり、各学校がガイドラインを基に学校の実情に合わせて盗撮防止に関する決まりを作るものと

思っていましたが、そうではなく、全ての県立学校がこちらのガイドラインに基づいて取り組むという認識でよいのでしょうか。

柴崎県立学校人事課長 こちらのガイドラインは、ある程度県立学校の実情に合わせて作りましたので、県立学校においては、本ガイドラインを基に実施してまいります。

今井委員 資料13ページ以降の点検票にチェック欄がありますが、どの程度の頻度で点検をされるのでしょうか。また、点検後に、点検をしたという報告をどこにするのか教えてください。

柴崎県立学校人事課長 まず点検の頻度ですけれども、少なくとも学期に1回というのを学校に求めています。それに加えて、例えば文化祭や体育祭など、多くの方が学校に来校するタイミングがございますので、そのような時の前後にも臨時の点検を求めています。次に、点検の報告でございますけれども、先ほどと同じ説明になってしまいますが、今のところは、異常がなければ報告することにはなっておりませんが、学校と連携を密にして把握していきたいと考えております。

今井委員 チェック項目が多いものは1学期に1回で良いと思いますけれども、項目を少なくして、毎日や週1回でも点検できるものがあると良いと思います。また、県立高校にグーグルクラスルームが導入されていると思いますので、点検はできれば紙ではなく、何月何日に誰がチェックしたかの履歴を残しておくことなどが再発防止につながるのではないかと思います。オンラインで取り組むことはそこまで難しいことではないと思いますし、チェックをすることで日々見ているという意識が高まることや、何かがあったとしても管理職はこれだけ取り組んでいたということにつながると思います。是非、グーグルの活用やマイクロソフトのフォームを使用しても良いので、オンラインでチェックできる仕組みのようなもので連携を図っていただければと思います。

柴崎県立学校人事課長 まず、日々のチェックに関しましては、毎日清掃の時間がありますので、例えば今までの清掃のときには盗撮防止という視点では見ていなかったかもしれませんが、今回そのような視点も加えることで大部分がカバーで

きると思っております。また、御提案いただいた点に関しましては、検討させていただきたいと思っております。

小林教育長職務代理者 ガイドラインの内容もしっかりしており、このとおりに運用されると良いと思いますけれども、点検が慣れになってしまい、ただ作業になってしまうことがとても怖いと思います。資料４ページ「４ 未然防止対策（１）イ」に「必要に応じ巡回を行う。」とありますが、様々な意味で、常に学校の中を様々な先生が巡回することがとても大切だと思います。盗撮防止という目的以外でも、それぞれの先生方の授業の様子や子供たちの様子、外部から不審者が入っていないかなどの学校の安心安全を確認することができます。また、学校内で本当に子供たちに対して適切な教育が行われているのかという大きな意味で、常に先生方が学校をふかんの見ながら回ることがとても大切だと思います。そのように見て回ると、違和感を覚える瞬間があるのではないかと思いますので、そのようなところも是非大切にさせていただきたいと思っております。「必要に応じ巡回を行う。」ではなく、常に巡回をして学校全体を見守っていくという姿勢を持つことで、いわゆる、慣れてしまうチェックリストではなく、実のある巡回とチェックにつながっていくと思います。ガイドラインに基づきチェックをする作業は、学校現場の先生方にとってはやはり負担の一つになると思いますが、全体的に見て、このような理由で点検が必要だということを知ってもらい、様々なことを組み合わせながら是非取り組んでいただきたいと思います。

柴崎県立学校人事課長 学校の現場では、管理職は毎日校内の点検をしておりますし、クラス担任や学年の教諭も随時点検をしておりますので、盗撮防止という観点も加えて、生徒が安心安全に学校生活を送れるよう常に注意してまいります。

首藤委員 資料１６ページにある点検票「３．ルール・規律の遵守状況」のうち、「１ 撮影許可のルール徹底」において「撮影が必要な場合、許可を得ているか（例：学校行事や授業での撮影）。」とありますけれども、小中学校の場合、授業研究では必ずビデオを撮りますし、中には大学との共同研究でビデオカメラを使用することがあります。外部の人との共同研究あるいは外部の人の研究目的の場合についても、こちらのルールに該当するという理解でよろしいでしょうか。

柴崎県立学校人事課長 委員おっしゃるような場合においても、個人所有のデバイスは使用せず、校長の許可を得て、学校の機器を使用してもらうことを考えております。

首藤委員 外部の人が授業研究のために動画を撮る場合は、その学校のビデオカメラを使用するということでしょうか。

柴崎県立学校人事課長 そのとおりです。

首藤委員 外部の人が購入したものは使用できないのでしょうか。外部との共同研究の場合、校長だけでは判断できない場合などが出てくると思いますので、その時は、事務局が間に入っていただけると助かると思います。盗撮は絶対にしてはいませんが、そのために教育の研究活動が制限されることはマイナス要因ですので、その辺りうまく配慮していただければと思います。

衆名県立学校人事課主幹兼主任管理主事 外部の方などが授業研究で校内に入る場合には、事前の打合せ等をしっかり行い、生徒の個人情報について同意を得た上で撮影を許可することもあります。

神山委員 資料9 ページ「4 未然防止策（1）イ」の「（イ）定期点検」に記載されているように、管理職と管理職以外の職員がペアとなり点検することは良いと思いますけれども、監視される人、する人で分かれることが一番良くないと思います。点検は、少なくとも学期に1回ということですが、教職員が全員参加する形で、一人年に1、2回は参加するようにされるのはいかがかと思いました。こちらは意見です。

柴崎県立学校人事課長 管理職だけでは、なかなか環境を整えることはできないと思っておりますので、教職員にも協力を依頼し、学校全体で盗撮未然防止に取り組んでまいりたいと思います。

日吉教育長 様々な御意見ありがとうございました。このところ、このような不祥事が本県でも発生しており、そのような中でガイドラインを作り、今後の生徒の安全安心をしっかりと確保してまいりたいと考えております。なお、学校だけではなく、県教育委員会も年間通じて学校を訪問し、様々な指導などをしておりますので、そのような機会なども捉えてガイドラインの内容がしっかりと取り組まれ

ているかどうか確認し、支援していきたいと考えております。

(3) 次回委員会の開催予定について

10月16日（木）午前10時

<非公開会議結果>

議事

第71号議案 令和7年度教育功労者及び優良教育施設・団体表彰について 上程
埼玉県教育委員会表彰規程の規定に基づき、令和7年度教育功労者及び優良教育施設・団体表彰の被表彰者を決定しました。

第72号議案 令和7年度優秀な教職員の表彰について 上程
埼玉県教育委員会表彰規程の規定に基づき、令和7年度優秀な教職員の表彰の被表彰者を決定しました。

第73号議案 教職員の懲戒処分について 上程
非違行為を行った三郷市立立花小学校の男性教諭（27歳）に対して、免職する懲戒処分等を決定しました。